

# 那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年度第15回（定例会）

署名人

饒波正博

委員長

神村洋子

開催日時 平成28年12月6日（火）

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時20分

開催場所 那覇市役所11階 1101AB会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

## 議 事 日 程

- 1 議案第18号 小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について 【学校教育課】
- 2 議案第19号 教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について 【学校教育課】
- 3 報告1 平成28年度教育行政マネジメントシステムに係る中間評価の結果について 【総務課】

## 出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久副部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、伊禮道子主査、奥浜隼人主査

（生涯学習課）大城義智課長、石原実室長、備瀬純子主幹、新里隆司主査

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

（学校教育課）武富剛課長、與那嶺美奈子指導主事、望月雄紀指導主事、

有銘盛和室長、稲福政彦指導主事、真境名元作主査

会議録作成（総務課）幸地英子主査

神村委員長        それでは、平成28年度第15回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は、饒波委員にお願いします。

それでは、議案第18号「小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。学校教育部長、お願いいたします。

黒木部長        議案第18号「小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」、小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成28年12月6日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の任用の制限において、教育長が特に必要と認める場合の特例を設ける必要がある為、この案を提出する。説明は学校教育課が行います。

神村委員長        はい、武富課長、お願いいたします。

武富課長        提案理由を説明させていただきます。本市では平成26年度から平成28年度にかけて、順次、市内全小中学校において小中一貫教育の導入をおこなっております。またそれに伴い、各中学校において本務職員である小中一貫教育コーディネーターを選出し、その「後補充」として臨時教諭の採用を行っております。当該臨時教諭は本務職員であるコーディネーターが本来受け持つ予定であった業務を担当するものであり、コーディネーターが小中一貫教育の業務に専念する為に必要な人員であります。しかしながら毎年度臨時教諭の公募をおこなっておりますが、募集している教科が集まらず、教職員関係者や県教育委員会等へ個別に問い合わせや紹介してもらうなど、人員を確保している状況にあります。また臨時教諭の教科は、コーディネーターの教科と同じものとなりますが、各中学校から選出されるコーディネーターは、毎年度、人事異動等により見直しされるため、前年度と同じ教科の臨時教諭が必要になるとは限らないという状況にあります。しかしながら人員不足により臨時教諭が確保できなかった場合、本務職員であるコーディネーターを配置できなくなる為、コーディネーター業務や乗り入れ指導などの停止を行わざるを得ず、小中一貫教育の取り組みが滞ることとなり、その影響は大きいものと考えております。本提案は臨時教諭の任用において特例を設け、人員確保を円滑に行う為、規則の一部改正を行うものであります。以上、詳細につきましては担当のほうから説明をさせていただきます。

神村委員長        はい、では、お願いいたします。

有銘室長        よろしく申し上げます。簡単に言えば、今、コーディネーターが各中学校に配置されています。コーディネーターは小中一貫のコーディネートを行うために、小学校に乗り入れをしたり、色々な取り組みを行っています。そのコーディネーターが小学校に行っている間の後補充とか、その他の業務ですね。これを、今、臨時教諭を採用しまして中学校に配置している状況です。ただ、今の規定では1年しか出来ませんので、毎年、毎年、今の状

況で17人を採用していく状況です。ところがここではかなり人がいなくて厳しい状況ですので、それを改正という形に持っていきたいということで、こういう提案をしております。

真境名主査 それでは資料を見ながらご説明させていただきます。1枚目、1ページ目の、改正前と改正後の規則第7条を掲載しております。下線がされている部分が改正部分になります。改正後の下線部分、ただし書きのほうです。「ただし、教育長が特に必要と認める場合はこの限りでない。」という部分が追記されています。第2項で「前項本文」の部分は変更になっております。続いて、次の2ページ目と3ページが今回改正する規則の全文となっております。3ページの上のほうに今回改定する第7条の全文が載っております。次、ただし書きで、「ただし、教育長が特に必要と認める場合はこの限りでない。」とありますが、この教育長が認める場合というのはどういったものかというのは、別途要綱で掲げることになっております。それが次のページ、4ページになっております。「小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の任用に関する要綱(案)」ということになっております。第2条で特例の要件を定めております。読み上げます。「規則第7条第1項ただし書きに規定する教育長が特に必要と認める場合とは、臨時教諭の公募等求人募集を行ったにもかかわらず、必要人数に達しなかった場合をいう。」という例外規定を設けています。基本原則として新規募集を行います。その上で採用枠に満たなかった場合、既存の臨時教諭の方々に再任用をお願いするという流れになっております。次、第3条と第4条ですが、第3条のほうでは、「任期が1年に達する者でその達する日の任用が終了した日から1日を経過した者は、再び臨時教諭となることが出来るものとする。」ということで、再任用の場合は1日空白期間をおいて採用することになりますので、4月2日～3月31日までの任期になる予定です。また第4条につきましては、再任用をする場合も通算で3年を上限としております。これは無制限に再任をすることがないように、制限をしている規定になっております。続きまして5ページのほうをお願いします。5ページのほうは、今回の臨時教諭の再任用に関しての基本的な考え方を設けております。先程も述べましたが、基本的に再任用は例外規定と考えております。既存原則として新規の採用募集を行った後に、それでも人員に不足が生じた場合に、基本の臨時教諭の方々に再任用をお願いしようと考えております。以上、簡単であります。ご説明いたしました。よろしく願いいたします。

神村委員長 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 再任用の方はギリギリまで、この次に、再任用になるということがわからないということになるのでしょうか。

有銘室長 応募のほうは2月いっぱいという形にしています。その後たくさんの任用の応募が無かった場合はこういった流れになります。

比嘉委員 わかりました。ありがとうございました。

神村委員長 はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 この規則制限については現場ですね。校長先生方の学校経営からすると非常に大事ではないかなと思っておりますね。是非、こういうものは推し進めてもらいたいなということで、もう少し学校の立場からいうと、もう少し踏み込んで、1年と言わずに3年が限度にやったらというふうに、そういうのは出来ないのかなという感じがするんですが、この辺がしょうがないというのであればね。規則上ね。しょうがないんですけども、学校現場からするとやはり、この小中一貫教育を強力に推し進めるためには、こういう条件も必要ではないかなという感じがするんですが、それから、今、比嘉委員の質問であったように、いわゆる1年後が解らないんですかというようなことも出てくるので、3年という区切りが、学校経営上から経験者としてはありがたいなという感じはしていますね。

神村委員長 ほかに、はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 「小中一貫教育の実施に係る」とあるから、小中一貫教育のコーディネーターの穴を埋める為の、臨時教諭ですか。

有銘室長 はい。

渡慶次教育長 ほかのものには適用されないということね。

有銘室長 はい。

渡慶次教育長 こういうことを改正するという事は、今までに先生を探すのに大変苦労したということがあったと思うんですけど、穴が開いたということがあったんですかね。

有銘室長 今の所は穴が開いたことはありませんが、今年から全面実施で17校区できたものから、今年は17人採用することになったんです。もうギリギリですね。4月になってから最後の1人が決まりました。始まるのには間にあったんですけども。

渡慶次教育長 やってみて穴を空けると大変だなということで、事前にこういう動きを取っておいて、万全な体制を取ろうということですね。

有銘室長 はい、そうです。

神村委員長 ちょっとよろしいですか。恐らくコーディネートの仕事もさることながら、乗り入れ授業の実施に伴う、この教科の面でのこともあると思うんですね。今、小学校への乗り入れ授業の中で一番多い教科というのは何ですか。

有銘室長 社会ですかね。社会です。

神村委員長 ああ、そうですか。社会だと補充が居そうな感じなんですが。

有銘室長 社会は割といるんですが、今、ほかに理科とか、数学ですね。ここが今、厳しいですね。

神村委員長 前からね、数学と理科は卒業即採用もあり得ると、中学校も高校も。だから教科によっては採用しやすい教科もあるし、恐らくこれから、大変な教科も出てくる。ただ現場としては、もしかしたら、私の考えでは算数が多いかなと思っていました。中学校へ色々つながぐために、中学数学は面白いよという感じをつながぐために、教科として算数が多いかなと思ったんですけど、それはやっぱり、今の答えを聞きまして、何か違うなど、良かつ

たのかなと思いました。現場の実情を考えましたら。

本仲委員 社会、多いですか。

有銘室長 中学校本務がコーディネーターをするんですけど、中学校が誰を出すかで教科が決まるんですね。中学校の社会の先生が現在多いという状況です。だから小学校の希望ではなくて、中学校のコーディネーターがどの教科かで決まってくるんです。

神村委員長 はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 確認ですが、コーディネーターの任期はどれくらいかということと、後、将来的にコーディネーターは無くなる役職ということかどうかという、この二つをお聞きしたいのですが。

有銘室長 今のところ、コーディネーターはずっと続けていきたいと思っています。ただ、やはり予算面で、将来的にはコーディネーターを臨時にしたいと考えています。今は本務が行っているため後補充が必要になるものですから、コーディネーターを臨時で出来たら一番良いのかなと思いますけれども、そうすると今度は、コーディネーター出来るかという点で、なかなか難しくなってきます。

饒波委員 確認です。小中一貫教育が軌道に乗って上手く行っているわけだから、コーディネーターは必要だということですね。

有銘室長 軌道に乗るまでは、コーディネーターが必要ということですがけれども、この辺は徐々に様子を見ながら、コーディネーターではなくても、普通にこの小中一貫教育が出来る状態に持っていきたい、という計画はしています。

饒波委員 今、コーディネーターの任期は何年ですか。

有銘室長 1年です。コーディネーターは毎年、毎年、選んでもらいますので、2年連続やったりしている方もいらっしゃいます。毎年、選んでもらっています。

神村委員長 那覇市の小中一貫の、この形としては、中学校1校に小学校1校ではないものですから、その辺のコーディネーターの仕事というのが一般に小学校・中学校を一つ一つの小中一貫をする学校と比べたら業務がとて多と思うんですが、この辺はやはり考慮していかないといけないと思います。ほかにございませんか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 質問を一つだけ、この規則制定について事前に現場の校長先生達にヒアリングはしたことはありますか。

有銘室長 去年ですね。1年という条件を出していたものですから。県の採用、臨時は今、3年出来るんです。この様に県と同じような形に出来ないかということで要望はありました。ただ、やはり1年という条件というのがとても厳しかったものですから、これを今、様子を見ながら、他の課のことも考えながら、今年、改定できる形で持っていきます。

神村委員長 どうぞ。

本仲委員 もう一つの不安要素としては、要するにこの3年という区切りがあったとしても、採用試験に受ければ行くんですよ。

有銘室長 はい。基本は1年、1年ですね。連続ではなくて。これもう、ずっと守らないといけない所ですね。

神村委員長 はい、ほかにございませんか。よろしいですか。はい、では議案第18号「小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということですので、議案第18号「小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」は議決いたしました。

はい、次に入ります。議案第19号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について」を議題といたします。学校教育部長、お願いいたします。

黒木部長 議案第19号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について」、教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について別紙のとおり提出する。平成28年12月6日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 平成28年11月16日付、教科用図書那覇採択地区協議会理事会において、教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定が議決されたのでこの案を提出する。説明は学校教育課が行います。

神村委員長 武富課長、お願いします。

武富課長 ただ今、提案理由のほうは説明がありましたが、当該議案につきましては、今年度、平成28年9月28日の教育委員会会議において協議された内容となっております。中身のほうですね、2枚目、3枚目になるんですかね。規約改定の現行規約と改定案の比較した表があったと思いますので、そちらのほうで説明したいと思います。改正案のほうでこの所掌事務の第3項に「学校教育法（昭和22年法律第26号）附則9条に規定する教科用図書の採択に必要な協議等を行うこと。」という形で挿入になっております。それに関係してこれまで第3項としていたものが第4項になっております。後、（理事会の職務内容）ということですが、これも「理事会は第4条第2号から第4号」というふうに、これまで第3号までになっておりましたが、第4号までと改正になっております。後、（構成等）ですが、この（構成等）の第3、研究員の数ですが、これは小学校の種目に係る研究員がこれまで35人でしたがこれが44人、それから中学校が56人から59人、それぞれ小学校が道徳・英語、中学校のほうが道徳3名、それによって上限の数が変わっております。後、第20条、これは「告示」が「規約」と文言が変更になっております。同じように下の部分ですね、文言等が変更になっております。以上、説明をいたしました。詳細につきましてはまた担当のほうから説明したいと思います。

神村委員長 はい、お願いします。

望月指導主事 9月28日に協議していただいた内容について、11月16日に理事会を開きました。この理事会は10月4日に予定をしておりましたが、台風の為に出来ませんでしたので、今年中に開催したいということで、第1回理事会をテレビ会議で、5市町村が顔を合わせて

開催いたしました。この議案について話し合いまして、理事会で承認いただいたということで、いちばん後ろにある議決証明となっております。規約の改定もありましたが、経費についてもここで議決されております。もう一点、改定案のところで告示が平成27年3月20日ということになっておりますが、規約では平成27年4月14日、日付が変わっておりますが、3月20日は那覇市の告示の日でありまして、5市町村教育委員会の中で最終的に、南大東村がこの日に規約を施行したということで、この日に合わせるということで規約を変えましたので、日付も変わるということになります。一番下は、この前の平成28年11月16日、理事会で議決したということになっております。以上です。

神村委員長 11月16日から移行するということですか。

望月指導主事 そうですね。

神村委員長 よろしいですか。では、この件につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。大丈夫ですか。はい、これは前にも一度は教育委員会会議で提案されましたので、議案第19号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について」は原案のとおりで承認してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 はい、ありがとうございます。異議なしということですので、議案第19号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について」は承認され、議決いたしました。

神村委員長 よろしいでしょうか。続きまして、次は報告です。報告1「平成28年度教育行政マネジメントシステムに係る中間評価の結果について」の説明をお願いいたします。はい、伊良皆部長、お願いいたします。

伊良皆部長 報告1「平成28年度教育行政マネジメントシステムに係る中間評価の結果について」、平成28年度教育行政マネジメントシステムに係る中間評価の結果について別紙のとおり報告する。平成28年12月6日提出。教育長 渡慶次 克彦。報告理由 平成28年度におけるマネジメントシステムの係る中間評価について、那覇市教育行政マネジメント要綱第6条の規定に基づき、その結果を報告する。詳細につきましては総務課のほうでご説明します。

神村委員長 課長、お願いします。

山内課長 ご説明いたします。1ページをご覧ください。マネジメントシステムは教育委員会の主要事務事業の内、当該年度において特に重要な事務事業を指定しまして、重点的、組織的に目標管理、進捗管理を行っていくというシステムでございます。平成28年度は31件の事務事業について、年度目標を設定し進捗管理をおこなっております。31件の内訳ですが2ページをご覧ください。表の下のほうをご覧ください。31件の内訳は、教育長マネジメントが学校教育部1件、部長マネジメントが生涯学習部3件、学校教育部4件の計7件、課長マネジメントが生涯学習部9件、学校教育部14件、計23件となっております。中間評価の結果を報告する前に、マネジメントシステムの流れを少し説明させてい

たきます。4ページのマネジメントシステム年間スケジュールをご覧ください。マネジメントシステムの流れとしましては、まず年度当初に当該年度におけるマネジメント事務事業を決定し、年度目標などを設定いたします。これは表の①～⑤の作業にあたります。次に、年度の途中に事業の進捗状況の確認、これは9月迄の上半期の確認でございますけれども、これを中間評価としまして10月に行います。これが表の⑥、⑦の作業、そして今回の中間評価の教育委員会への報告が⑧ということになります。そして最終的に年間を通して、評価検証、年間評価を1月におこないまして、3月に教育委員会宛てに報告し、ホームページにて公表するという予定になっております。繰り返しになりますけれども、今回は10月に中間評価が終了しましたので、そこでその評価状況を教育委員会の先生方にご報告し、併せてご意見などを承りたいということで説明させていただいている所でございます。なお、この報告はスケジュールでは11月に行うことになっておりましたけれども、事務局としましては前回の教育委員会会議で報告を予定しておりましたけれども、前回は教育相談課で総合教育会議に向けての子ども貧困対策関係事業について勉強会がございましたので、申し訳ありませんけれども、今回の報告とさせていただきます。ご了承ください。では、1ページにお戻りください。中間評価の結果でございます。マネジメント事務事業の進捗状況は、表1のとおりでございます。31件の事務事業の内、予定通りが26件、遅れ気味が4件、大幅な遅れが1件となっております。表2をご覧ください。遅れ気味というのは、予定よりも遅れてはいるが、今後その遅れは取り戻せる見通しである事業、大幅な遅れというのは、予定よりも大幅に遅れており年度目標の達成が難しい事業となっております。3ページをご覧ください。マネジメント進捗状況集計表ということで、マネジメント区分ごとの個別の事務事業名と、進捗状況、主管課名を一覧にしております。このうち、教育長マネジメント事業、そして部長マネジメント事業の進捗状況について説明をしていきたいと思っております。また、遅れ気味や大幅な遅れの事業についても状況を説明いたします。説明は担当の奥浜のほうから行います。

神村委員長 はい、お願いいたします。

奥浜主査 ご説明いたします。5ページをご覧ください。5ページが教育長マネジメント一覧表となっております。小中一貫教育の推進、こちら1件のみとなっております。進捗状況は右側のほうに、進捗状況という欄がございます。予定どおりとなっております。上半期に首里・真和志北ブロックのほうで小中一貫教育を導入しまして、那覇市の全小中学校で小中一貫教育を本格実施することが出来ましたので、進捗状況は予定通りとなっております。この表のいちばん下のほうに備考欄がございますが下半期の予定事項ということで、③・⑤・⑥という番号がございます。こちらは年度目標の③・⑤・⑥に対応するものとなっております。下半期の予定事項としましては③小中一貫教育コーディネーター研修会の開催、グループのコーディネートの業務支援(今年度の検証と次年度の計画)です。⑤小中一貫教育実施の成果・課題の検証、児童生徒・教職員の意識調査、⑥小中一貫教育フォーラムの



開催、実践報告作成と講演調整となっております。では、6ページをご覧ください。6ページは生涯学習部長マネジメント一覧表となっております。3件ございまして順番よくご説明をさせていただきます。No.1 真和志南地区生き生き人材育成支援施設(仮称)整備事業です。進捗状況は遅れ気味となっております。遅れ気味の理由としましては、平成27年度から繰り越しをしていました基本設計が、当初の予定では6月での完了ということで予定をしておりましたが、2ヶ月遅れの8月での完了となった為でございます。この基本設計が遅れた理由としましては、基本設計の作成に当たり、今年の1月から6月迄毎月1回、住民説明会を開催しまして地域住民の意見・要望の取りまとめを行ってまいりました。この取りまとめに時間を要したためであります。また実施設計についても交付決定の遅れがありまして、その遅れに伴い実施設計に関する事務が予定よりは遅れている状況であります。いちばん下の備考のほうですが、下半期の予定事項ということで実施設計、工作物調査業務の発注依頼を施設課と協力して行います。境界確定業務については生涯学習課にて執行する。実施設計を進めるにあたって住民と意見交換をしながら行う、となっております。それではNo.2ですね。那覇市健康ウォーキング推進事業です。こちらの進捗状況は予定通りとなっております。平成27年度の課題で、参加者を増やすために魅力あるコース設定であるとか、参加者へのサービスの充実を図るという課題がありましたので、今回はNAHAマラソンコースと同じ42.195キロのコースを新たに新設しました。そして参加賞や記念メダル・軽食サービスなど参加者のサービスを充実させまして、予定通りの進捗状況となっております。下半期の予定事項ですが、無事にウォーキング大会が終了しましたので、今後、コースの見直しや関連イベントの企画など次年度への大会に向けた検討を今年度中に行う、ということになります。では、7ページをご覧ください。7ページのNo.3 学校校舎等の改築及び耐震改修です。進捗状況は予定通りとなっております。下半期の予定事項及び課題としましては、中期財政計画の中で学校老朽校舎改築等の財源確保が課題として挙げられております。また学校施設の耐震化を推進する為、施設課職員の執行体制維持の確保が不可欠であるとしております。では8ページをご覧ください。8ページは学校教育部長マネジメント一覧表となっております4件ございます。それではNo.1 防災・減災教育等の推進、進捗状況は予定通りであります。下半期の予定事項及び課題ということで、こちらも②・③・④・⑤とございますが、こちらも年度目標の②・③・④・⑤に対応するものとなっております。下半期の予定事項としましては、②トランシーバーによる3回目の通信テストの実施、③安全確保の為に学校や各課と連携する。④事件・事故未然防止の周知等、⑤那覇市総合防災訓練の際の学校教育部の訓練計画と実践「大災害時の避難所開設・運営マニュアル」周知の為、関係課と調整するとなっております。No.2 問題行動に関する行動連携推進、進捗状況は予定通りとなっております。下半期の予定事項としましては、下半期の研修会についての各関係機関と連携をしながら推進していく予定である。また、いじめ・不登校生徒への対応や問題行動が頻発している学校を訪問し、

学校を支援できる体制づくりに努めていくとしております。9ページをご覧ください。9ページのNo.3 子どもの貧困対策の取組みです。こちらの進捗状況は予定通りであります。こちらの事業は今年度からの新規事業となっております。子ども寄添支援員を18名採用しまして、支援に必要な知識などを習得する為に、4月～8月迄の間に集中的に研修会を実施しました。それから各小中学校訪問し、支援が必要な児童・生徒の情報などを収集しまして、関係機関と連携し支援を実施しておりますので、進捗状況としては予定通りでございます。下半期の予定事項及び課題としては、上半期同様、学校などの関係機関と連携して、支援が必要な児童生徒に対して支援を実施する。月に2回程度、事例検討やアウトリーチなどのフォローアップ研修を実施する。それから課題としましては、子ども寄添支援員の日々の活動に対して、指導・助言を行う人員（コーディネーター）の確保が課題として挙げられております。No.4 初任者・10年経験者・その他研修事業です。進捗状況は予定通りであります。下半期の予定事項としましては、初任者研修が各教科に係るグループ研究・代表授業・授業研究会の実施、識名園及び特別支援学校の視察、閉校式の実施であります。教職10年経験者研修につきましては指導主事参加の授業を公開、授業研究会の実施、特定課題研究報告書のまとめ、報告会、閉校式の実施となっております。では、10ページをご覧ください。10ページは課長マネジメント一覧表となっております。23件あります。その中で進捗状況が「遅れ気味」と「大幅な遅れ」の事業について、ご説明をしていきたいと思っております。それではNo.2 社会教育関係職員研修、進捗状況は遅れ気味となっております。遅れ気味の理由としましては、第2回の研修会、10月開催ということで予定をしておりましたが、企画が遅れまして開催が出来ていないということがあります。この研修の内容としましては、一つの館に公民館と図書館が併設されているということがありますので、この併設された利点を生かして、上手く連携した事業が出来ないかということで、公民館・図書館の連携という内容で研修をしたいということになります。この研修の内容についても、生涯学習課だけで決めるのではなくて、図書館・公民館とどういった内容にするかということで、調整し決定をする必要があるということで、公民館・図書館と調整の場を設けて話し合いを行ってききましたが、調整に時間を要しまして、研修内容を決定することが出来ず、まだ研修が開催出来ていないという現状があります。下半期の予定事項としまして、第2回の研修会は公民館・図書館の連携を考える内容の場を設定したいということになります。では、11ページをご覧ください。No.4 地域・学校連携施設の自主運営組織の設置・運営の促進、進捗状況は大幅な遅れとなっております。大幅な遅れの理由としましては基本的な考え方の整理がされておらず、規則・規約等の見直しが出来ていない、その結果、運営委員会の設置に向けた検討委員会の開催が出来ていないということが理由であります。下半期の予定事項及び課題としましては、スケジュールの立て直し、期限を決めて進めていく。今年度中で規則等を整理し、現場確認まで終わらせる。ハード面の整備についての基本的な考え方、規則・規約を含め、改正する必要がある

あり整理が出来ていないということが課題であります。No.5 青少年交流推進事業(津波避難ビル内)、進捗事業が遅れ気味となっております。遅れ気味の理由としましては5月のオープン時に、津波避難ビル周辺の小中学校にチラシなどを配布しまして周知を図りました。その後、多くの青少年に利用してもらえるように高校、専門学校・大学などへチラシを配布する予定がありましたが、配布のほうが計画通りに出来ていないということで、遅れ気味という評価になっております。下半期の予定事項としては、備品やインターネット閲覧PC等の整備を予定しているということで、このインターネット閲覧PCについては2台、既に設置済みということでもあります。またホームページ上で事業案内を掲載し、高校などにポスターを配布するなどして、青少年に向けた事業の広報に力を入れる、利用者数を増やしていきたい、ということでもあります。では、12ページをご覧ください。12ページのNo.9です。図書館運営の指標と目標値の設定及び評価、進捗状況は遅れ気味となっております。遅れ気味の理由としましては、年度目標にある①貸出冊数、年度目標では118万2,625冊が目標として挙げられておりますが、上半期の実績として55万7,368冊ということで、年度目標の達成率が47.1%ということで50%を下回っております。そして④のホームページアクセス件数、年度目標が29万2,500件でありました。上半期の実績が11万7,479件ということで年度目標達成率40.1%、こちらも50%を下回っておりますので、遅れ気味という中間評価になっております。下半期の予定事項としては、読書週間に向けた事業の取り組み・職員研修会などということでもあります。全国読書週間が10月27日～11月9日ということでありまして、10月から11月にかけて各図書館で読書週間に向けた取り組みを行っております。職員研修会も職員を対象としたレファレンス研修ということで、12月下旬に予定をしております。以上で説明を終わります。

神村委員長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 ありがとうございます。12ページの図書館運営の指標と目標値の設定及び評価、大体、マネジメントサイクルを考えていって、その中の評価をしていく時に、例えばあまりこの目標値が高すぎて、数値が高すぎて今の所からすると118万2,625冊、この数値がどうやって出てきたのかということと、実績からすると50%以下ということでしたよね。50万7,000冊ということは、だから50%もいかないということは、数値、マネジメントサイクルのこの数値目標の設定の仕方からすると、数値目標が高いのかなという感じがしたんですけども、実態は50%に満たないのに。

山内課長 ちょっと、よろしいですか。

神村委員長 はい、どうぞ。

山内課長 50%に満たない、というのは少し説明不足だったと思うんですけど、年間の目標が118万2,625冊、上半期の9月は丁度半分ですので、50%に達しないといけない訳で

すね。これに関しては、下半期頑張れば何とか届くんじゃないかと。今までの調子でいくと、47.1%ですので、もう少し頑張らないといけないということでございます。少し説明不足でございます。

本仲委員 はい、了解しました。

神村委員長 はい、渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 ちょっといいですか。僕もこれに関連して聞こうかなと思ったんですけど、この目標の冊数というのは年々増えていっているのか、或いは毎年このレベルで目標を設定をしているのか、来館者数も毎年この程度ということをやっているのか、或いはどんどん増やそうとして目標を増やしていっているのか、数字の基本的な捉え方というのはどのようにしているんですかね。去年の数字はどうですかね。

神村委員長 はい、どうぞ。

伊良部部長 数値について確認する前に説明したいのですが、図書館の部分については毎年、図書館のほうで、図書館協議会の中でこれらの今現在このマネジメントに掲げている数値ですね。来館指数でありますとか、貸出冊数、こういったものを「目指そう値」という数値を設定して、公表するような形をとっております。図書館協議会の中においても、先程質問がありましたとおり、いわゆる目標数値の設定の仕方でありまして、そういった部分に関しましても疑義がありまして、その中の回答としては、図書館のほうもいわゆる数値のほうは無理のないような形の数値の設定の仕方であるとか、或いは過去の状況を踏まえて今年度、或いは向こう何年間の数値をどの位までもっていこうと、そういうふうな一応設定の仕方をしている所であります。

神村委員長 はい、渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 例えば納税課の収納率みたいに91%目標設定してそれを達成すると、更にこの達成率を上げるということで、ちょっとその辺で目標を上げていくような捉え方をしているようなこともあるんですかね。この数字というのが、毎年この目標数値を設定して、この目標数値を達成していくというのか、どんどん増やそうという意識を持ってやっているのか。

神村委員長 はい、どうぞ。

佐久川副参事 図書館のですね。目標の貸出冊数の去年の平成27年度の目標値と今年度の目標値の数値ですけども、今年度の目標値は増えております。去年は114万8,700冊、今年度の目標が118万2,625冊、来館者数は昨年度が45万人、今年度が45万5,000人ということで、少しほかの数値も、若干、目標値は上げております。

神村委員長 渡慶次教委長、どうぞ。

渡慶次教育長 去年の数値は、結果的には達成しているんですか。

佐久川副参事 去年の数値は達成しそうだ、貸出冊数については上半期は達成していたので目標値は上げられているということになります。

神村委員長 はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 子ども達のですね、夢とか、希望とか、目標を設定するには、いちばん手っ取り早い方法としては、身近なものが本だと言われているものですから、少し気になった訳です。だからこの118万2,625冊というのが、例えばこの那覇市規模の、那覇市内の規模の財政からするとこの数字が比較してどうなっているのかなど、他の市町村と比べるとね。これがちょっと気になっているところですね。もっと子ども達には本を読んでほしいので、はい、以上です。

神村委員長 はい、ほかにありますか。はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 この9ページの3番、子どもの貧困対策の取り組みについてですけど、今の数値の考え方ですと、これが事業としては予定通りということなんで、年度目標の③ですね。支援員一人当たり年間15世帯実施するということなので、半年たっているのが大体7・8人はもう支援しているという見込みですかね。全員、年間一人15世帯で。

神村委員長 はい、どうぞ。

黒木部長 正確な数値はここに持ってありませんけど、この前の報告では、この目標は突破しそうだということです。

饒波委員 はい、わかりました。

神村委員長 この前の訪問の時にそのような話がありましたね。はい、ほかに、はい、どうぞ。

饒波委員 11ページの4で、大幅な遅れということですが、学校施設の開放に関することですね。なかなか進行しないのも何となく解るような気がしますけれども、大きく問題になっているのは、学校側なのか、或いは学校側ではなくて手を挙げる住民というか、管理する方なのか、どっちが今、一番の問題になっていますかね。

神村委員長 はい、どうぞ。

屋比久副部長 地域連携室なんですけれども、放課後子どもプランに関連して、各現場を担当者と一緒に廻っているんですが、やはりこの地域連携室ですね、出来てから十数年、学校と地域、あるいはPTAとか、そういった所に運営を丸投げしていた為に、使い方、あるいは考え方について、各学校とも実情が違うんですね。なので、今さら行政から、こういうふうに使いたい、という説明をしても、現状こういうふうに使っているのにこれからどうするのか、というふうな問題が今、沢山出てきて、今、現場を廻るたびに出てきている、それを今、整理をしているという状況であります。だけでも、話をしていくうちに、丁寧に話しているんですが、その中でやはり地域連携室は、地域が学校に関わることで、子ども達にも良い影響を与えるということが目的なので、時々、サークル活動をしている所に子ども教室をやってもらうとか、要するにこの連携室を使うことで利益を得ていく事があるわけですね、現実。今まではこの利益を得っぱなしで、その方達が今後も使いたいという意向で、我々が今、意図している使い方がなかなか進まないという部分もあるので、今回の新しい仕組みとして、これもやはり学校との関わりを持ってほしいという施設なので、是非、ここを利用している団体には関わりを持ってほしいですよ、というお話を今一

一つ一つしている所です。これは少しずつ理解が得られるところです。ただ、そうするにあたってですね、これまでは丸投げしていて何も無いわけですから、そういう各実情に合わせた仕組み作りというか、そういうものにまだ手が付けられていないという状況です。ただ、少しずつ着実に進んでいるとは思いますが、大幅な遅れですけれども、何とか去年の実績を出していきたいなと思います。

饒波委員　　ちょっと確認ですが、そうすると目標、この事業の目標が運営委員会の設置なんですけれども、その目標に達していないというだけであって、実際に学校の施設は使われているわけで、それに対して運営委員会を設置しなさいという目標が達していないだけですか。

屋比久副部長　　そうです。この運営委員会というものが、要するにそこを利用する団体でつくる運営委員会をつくって、自分たちの利用だけではなくて、学校にも何らかの還元をしていきましよう、そういう委員会を作ろう。ただ、新たに作ると大変なので、これを子どもプランの協議会があって、それと一緒にしてはどうかというふうに思っているんですが、負担がないように。子どもプラン、児童プランにしても、子ども教室にしても、地域連携室を使っているということも多々ありますので、それを一つにした組織を新たに作っていく、その辺の調整を今やっている所です。

饒波委員　　わかりました。

神村委員長　　そこでサークル活動はOKですね。

屋比久副部長　　OKです。現に行っています。

神村委員長　　デイケアとかも、OKですか。

屋比久副部長　　OKです。

神村委員長　　OKじゃないものもありますか。

屋比久副部長　　基本的には公民館で行っているような活動はOKです。地域の方々がそういったサークルなり、趣味のものでもいいですし、活動に利用するのはOKにしています。

神村委員長　　地域によっては、ある主催者が書道教室をそこで開くといって、月謝を貰って運営するのは駄目ですか。

屋比久副部長　　これは駄目です。

神村委員長　　これは駄目ですか。こういうものが今はあるんですか。

屋比久副部長　　あります。なので、そういう所が難しい所です。

本仲委員　　これは学校も困っている所ですよ。

屋比久副部長　　これは地域連携室で、要するに部屋を借りてそこで利益が出ているわけですよ。それは基本的には駄目です。

神村委員長　　こういうことはあるのでしょうか。

屋比久副部長　　あります。

伊良皆部長　　休憩をお願いします。

神村委員長　　休憩します。

休憩

再開

神村委員長 再開します、どうぞ。

屋比久副部長 先程、この遅れているのは学校側なのか、それとも使っている側なのかという質問がありましたけれども、実は学校側には今年の8月でしたか、地域連携室を持っている学校の校長先生あてに呼びかけをして、こちらの考え方を、今後の地域連携室の利用の方針というものをお話しました。出席している方は教頭先生が主でしたが、その中で概ねというか、理解をさせていただいて、学校のほうもこういうふうにしていくということであれば、教育委員会主導でこの辺の調整をやってくれということを確認は取っています。その調整を今やっている所です。

神村委員長 よろしいでしょうか。では、ほかに、はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 津波避難ビル、この間、行ってきましたけれども、遅れ気味としているこの理由、何をもって遅れ気味にしているのかな。利用者数が予定よりも達していないとか、色々あると思うんですけど、何をもって遅れ気味にしているのか。

神村委員長 はい、どうぞ。

石原室長 遅れ気味というのは、利用者数に関しましては遅れてはおりません。データの目標は1万2,000人に設定しているんですけど、12月、この時点で1万4,000人を超えていますので、利用者数は順調ということで、予定よりも増えているということですね。何が遅れているかという、このマネジメントを評価する時点で、まだ備品の一部がまだ全部揃っていませんでした。それは何かというとPCですね、インターネット用の閲覧用のパソコンですね。これがまだ整備出来ていなかったんで、この部分が遅れ気味というふうな表現になっています。現在、12月1日からはこのPCを整備して、一般利用に供しています。

渡慶次教育長 ということは、遅れを取り戻せる見通しということは、もう遅れは取り戻したということですか。

石原室長 そうですね。

渡慶次教育長 わかりました。この津波避難ビル、当初、前の翁長市長が作るという話をした時に、当然避難するなら、2階、3階、4階、4階が目的ですよ。2階、3階が空洞になるなら、何か活用できる方法ということで色んな話があったんですよ。空手道場にするとかね。弓道が出来るところとか。でもやはり最終的に落ち着いたのが、地域の人達が使える物という話で。この間、見た時に、ドアを閉めると音が漏れないようなドラムセットとか置いてありましたね。前市長が前に言っていたんですよ、市営住宅を作る時も、音が出るような練習の時も、トランペット吹いても音が漏れないような、そういったような。市営住宅作る時もそういうふうな話をしていたんですよ。だからこういうのを、今回見た時にドラムセットがあって、市長が言っていたものと非常に似ているなど。ひやみかちウォークが終

わった後、高校生がバンド練習をしていましたよね。この子たちはどこで練習していたのかなと思うくらい、思いっきり大きな音を出しながらやっていたじゃないですか。だから、もう少し宣伝してこういった子ども達が練習できる場所がそういった所にあるんだよ、この間のジュニアオーケストラも良かったですよ。だから音楽に限らず、もう少し宣伝すれば活用することがいっぱいあるのかなと。備品も必要なんでしょうけど、利用者数もある程度、目的に達していると言っても、これをどんどん活用していただきたいなということでございます。

神村委員長 はい、ほかに、はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 No.2の社会教育関係の職員の研修会、10月迄に開催出来ていないということですが、開催の見通しなどはどんなでしょうか。

神村委員長 はい、どうぞ。

大城課長 第1回の研修は5月に行われたんですが、第2回を10月に予定しておりましたが、予定が遅れています。第2回は公民館・図書館が連携した事業が出来るようにということで計画しておきまして、現在、各公民館・図書館から今どんな関わりをしているか、どんな関わりができそうか、またお互い求めるもの、というものを、いろいろご意見を出していただいて、丁度、集計が終わった所です。これを基に、どのような研修ができるかを探っていきたいと思います。ちょっと難しいとは思いますが、年明け早々にはやりたいなと計画をしております。

神村委員長 お願いします。よろしいですか。今この図書館とか、そういう所の勤務している皆さんは本務ですか。例えば臨時とか、そういう非常勤とかの皆さんで、つまりその人達が企画運営していくわけですよね。違いますか。

大城課長 本務もおりますし、公民館でしたら社会教育指導員は非常勤ですし、図書館でしたらカウンター業務を担う方々は非常勤職員もおりますけれども、本務もおりますので、お互いに一緒になって企画していただくものでございます。

神村委員長 企画力とか、そういうものに関しては全然、人力的には問題はないということですね。

大城課長 はい、大丈夫です。

神村委員長 よろしいですか。はい、どうぞ。

饒波委員 15ページのNo.17ですね。就学援助制度の周知強化とあるんですけども、備考の2行目の、1月以降はとかですね、ちょっと意味が解らないということで質問しますけれども、「1月以降は所得申告の周知及び申告支援について連携する」ということなんですけど、この内容はちょっとよくわからなかったもので、所得申告を周知するということですか。

神村委員長 申告支援について連携するということでしょう。

饒波委員 所得申告を支援するんですか。

渡慶次教育長 2月から申告受付が始まる時期だから、申告しなさいということじゃないですか。

饒波委員 就学援助への申告ですかね。



山内課長 就学援助を受けるためには、所得証明などが必要になるんですが、こういう一部の方々は、そういう申告をきちんとしていない方がいらっしゃるので、保護世帯でも就学援助が出来ないということで、寄添支援員と連携して、ということになっていると思います。

饒波委員 はい、わかりました。最初は所得申告をしてくださいよと周知して、次は自分で出来ない人はそれを支援するということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

神村委員長 結構、その申告すること自体を、それをしないで困っているという状況は結構あるんですよ。これを、家庭を訪問した時に教師が勧めているんですけども、実際、実務は自分でしなければいけないので、この辺を今回、寄添支援員が連携するというので、かなり力になれるかなと、現実的な力になれるかなと、学校に居たものとしては思いますよ。

饒波委員 わかりました。ありがとうございます。

神村委員長 はい、どうぞ。

本仲委員 14ページの校務支援システムの導入について、この間、県の校長研究会で大会があって、時間がある時にこれに関連する話をしたんですが、成績処理システム、今まで教育センターがやっていたのが、あれは県立の予算だということで断ち切ったと。それで今、現場の校長先生が非常に困っているなというふうな話をしていたんですが、これについて、内容を教えてください。

神村委員長 はい、どうぞ。

黒木部長 校務支援については、今、本仲委員がおっしゃるように、現在、教育センターの校務支援システムを活用させていただいておりますが、来年度からこの支援が切れるものですから、教育委員会独自、また学校教育課独自で予算要求いたしまして、約600万程の予算を内示いただいております。そして結論から言いますと、現在のシステムをそのまま使わせていただくということで、今、システムを入れているのが国建さんなんですけど、国建さんと今週、具体的な内容について詰めることにしております、各中学校にはこれまで通り活用していただくというような取り組みになっております。以上です。

本仲委員 はい、わかりました。

神村委員長 よかったですね。これは、よろしいでしょうか。それでは、ほかにご意見がありませんので、報告1「平成28年度教育行政マネジメントシステムに係る中間評価の結果について」は、この辺で終了いたします。以上を持ちまして、平成28年度第15回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。

案件の審議結果

議案第18号	小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第19号	教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について	原案どおり可決